

(裏面)

水質検査[管理型]

○地下水・放流水等検査項目の水質検査

表1

検査対象 地下水検査項目	地下水の検査(年1回以上測定)				
	採取場所の略称	上流(B-2)		下流(B-1)	
	採水年月日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日
	検査結果受理年月日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日
地下水検査項目	地下水基準値	検査値		検査値	
アルキル水銀	検出されないこと				
総水銀	0.0005mg /㍻以下				
カドミウム	0.003mg /㍻以下				
鉛	0.01mg /㍻以下				
六価クロム	0.05mg /㍻以下				
砒素	0.01mg /㍻以下				
全シアン	検出されないこと				
PCB	検出されないこと				
トリクロロエチレン	0.01mg /㍻以下				
テトラクロロエチレン	0.01mg /㍻以下				
ジクロロメタン	0.02mg /㍻以下				
四塩化炭素	0.002mg /㍻以下				
ダイオキシン	1pg /㍻以下				
1・2-ジクロロエタン	0.004mg /㍻以下				
1・1-ジクロロエチレン	0.1mg /㍻以下				
1・2-ジクロロエチレン	0.04mg /㍻以下				
1・1・1-トリクロロエタン	1mg /㍻以下				
1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg /㍻以下				
1・3-ジクロロプロペン	0.002mg /㍻以下				
チウラム	0.006mg /㍻以下				
シマジン	0.003mg /㍻以下				
チオベンカルブ	0.02mg /㍻以下				
ベンゼン	0.01mg /㍻以下				
セレン	0.01mg /㍻以下				
1・4-ジオキサン	0.05mg /㍻以下				
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg /㍻以下				

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令 別表第2 及び ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令 第1条第1項ロ

表2

作成日:平成 29年 6月 16日

検査対象 共同命令の検査項目	保有水(浸出水)の検査(廃止前2年間 BOD,pH,SS年4回以上、ダイオキシン年1回以上、他項目年2回以上測定)				
	採取場所の略称	H18.9月終了処分場 保有水口			
	採水年月日	平成 29年 5月 13日			
	検査結果受理年月日	平成 29年 6月 5日			
共同命令の検査項目	排水基準値	検査値	共同命令の検査項目	排水基準値	検査値
アルキル水銀化合物	検出されないこと	不検出	水素イオン濃度	5.8~8.6	—
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	0.005mg /㍻以下	<0.0005	水素イオン濃度(海域)	5.0~9.0	—
カドミウム及びその化合物	0.03mg /㍻以下	<0.003	BOD	60mg /㍻以下	—
鉛及びその化合物	0.1mg /㍻以下	<0.01	COD	90mg /㍻以下	—
六価クロム及びその化合物	0.5mg /㍻以下	<0.05	SS	60mg /㍻以下	—
砒素及びその化合物	0.1mg /㍻以下	0.001	N-ヘキササン抽出(鉱物油類)	5mg /㍻以下	<1.0
シアン及びその化合物	1mg /㍻以下	<0.1	" (動植物油脂類)	30mg /㍻以下	<1.0
PCB	0.003mg /㍻以下	<0.0005	フェノール類含有量	5mg /㍻以下	<0.1
トリクロロエチレン	0.1mg /㍻以下	<0.002	銅含有量	3mg /㍻以下	<0.01
テトラクロロエチレン	0.1mg /㍻以下	<0.002	亜鉛含有量	2mg /㍻以下	0.08
ジクロロメタン	0.2mg /㍻以下	<0.002	溶解性鉄含有量	10mg /㍻以下	9.02
四塩化炭素	0.02mg /㍻以下	<0.002	溶解性マンガン含有量	10mg /㍻以下	0.87
ダイオキシン	10pg /㍻以下	—	クロム含有量	2mg /㍻以下	<0.01
1・2-ジクロロエタン	0.04mg /㍻以下	<0.002	ふっ素及びその化合物	15mg /㍻以下	0.1
1・1-ジクロロエチレン	1.0mg /㍻以下	<0.002	ほう素及びその化合物	50mg /㍻以下	<0.02
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg /㍻以下	<0.002	1・4-ジオキサン	10mg(暫定) /㍻以下	<0.05
1・1・1-トリクロロエタン	3mg /㍻以下	<0.002	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性硝酸×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素=200mg /㍻以下	0.5
1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg /㍻以下	<0.002	大腸菌群数	3,000個 /ml以下	0
1・3-ジクロロプロペン	0.02mg /㍻以下	<0.002	窒素含有量	60mg /㍻以下	—
チウラム	0.06mg /㍻以下	<0.006	磷含有量	8mg /㍻以下	—
シマジン	0.03mg /㍻以下	<0.003	1 BODの排水基準は、河川に排出する場合に適用され、CODは海域及び湖沼に排出する場合に適用されること。		
チオベンカルブ	0.2mg /㍻以下	<0.02	2 窒素及び磷含有量は、環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共水域に排出する場合に適用されること。		
ベンゼン	0.1mg /㍻以下	<0.002			
セレン及びその化合物	0.1mg /㍻以下	<0.001			
有機磷化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1mg /㍻以下	<0.1			

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令 別表第1 及び ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第2下欄